

橿原市規則第14号

橿原市風致地区条例施行規則を次のように定める。

平成25年3月21日

橿原市長

橿原市風致地区条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、橿原市風致地区条例（平成24年橿原市条例第48号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(風致地区内における行為の許可申請又は協議)

第2条 条例第2条第1項の規定による許可を受けようとする者又は同条第3項の規定による協議をしようとする者は、次の各号に掲げる書類2部を市長に提出しなければならない。

- (1) 風致地区内行為許可申請（協議）書（様式第1号）
- (2) 設計書（様式第2号の1から様式第2号の6までのうち該当するもの。）
- (3) 別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、当該右欄に掲げる図書

2 条例第2条第1項の規定により許可を受けた事項又は同条第3項の規定により協議した事項を変更しようとする者は、次の各号に掲げる書類2部を市長に提出しなければならない。ただし、変更の箇所がない書類については、省略することができる。

- (1) 風致地区内行為変更許可申請（協議）書（様式第3号）
- (2) 前項第2号及び第3号に掲げる書類のうち当該変更の箇所を明示したもの
(許可又は不許可の通知)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請に係る行為を許可したときは風致地区内行為許可書（様式第4号）を、不許可にしたときは風致地区内行為不許可通知書（様式第5号）を交付する。

(公共団体)

第4条 条例第2条第3項の規則で定める公共団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人森林総合研究所
- (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (4) 独立行政法人高齢者・障害・求職者雇用支援機構

- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (8) 独立行政法人環境再生保全機構
- (9) 独立行政法人国立病院機構
- (10) 独立行政法人国立文化財機構
- (11) 奈良県住宅供給公社

(風致地区内における行為の通知)

第5条 条例第3条の規定による通知をしようとする者は、次に掲げる書類2部を市長に提出しなければならない。

- (1) 風致地区内行為通知書(様式第6号)
- (2) 設計書(様式第2号の1から様式第2号の6までのうち該当するもの。)
- (3) 別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、当該右欄に掲げる図書

2 条例第3条の規定により通知した行為の内容を変更しようとする者は、次の各号に掲げる書類2部を市長に提出しなければならない。ただし、変更の箇所がない書類については、省略することができる。

- (1) 風致地区内行為変更通知書(様式第7号)
- (2) 前項第2号及び第3号に掲げる書類のうち当該変更の箇所を明示したもの
(許可標識の掲示)

第6条 第3条の規定により許可を受けた者は、許可を受けた行為の期間中、当該行為地の見やすい場所に風致地区内行為許可標識(様式第8号)を掲示しておかなければならない。
(許可申請の取下げ等)

第7条 第2条第1項の規定により許可の申請又は協議の申出を行った者は、当該申請又は申出を取り下げるときは、風致地区内行為許可申請(協議)取下げ届(様式第9号)により市長に届け出なければならない。

2 第3条の規定により許可を受けた者、条例第2条第3項中段若しくは後段の規定による協議を行った者又は条例第3条の規定による通知を行った者は、当該許可、協議又は通知に係る行為の全部又は一部を取りやめたときは、風致地区内行為取止め届(様式第10号)により市長に届け出なければならない。

(植栽面積の算定)

第8条 条例第5条第1項第1号ア(エ)の植栽の面積は、別表第2(5の項を除く。次項において同じ。)の左欄の区分に応じ、当該右欄の面積の合計について算定する。この場合において、植栽には高さが1メートル以上の樹木が1本以上存することを要する。

2 条例第5条第1項第6号アの木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積は、別表第2(森林の区域(市街化区域を除く。))における土地の開墾その他の土地の形質の変更に係る木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積にあつては、3の項及び4の項を除く。)の左欄の区分に応じ、当該右欄の面積の合計について算定する。この場合において、植栽には高さが1メートル以上の樹木が1本以上存することを要する。

3 前項の場合において、条例第5条第1項第6号アの木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地が、別表第2の5の項左欄の区分に該当するときは、当該右欄の面積について算定することができる。

(地位の承継)

第9条 条例第6条第1項の規定による届出をしようとする者は、風致地区内行為許可に基づく地位承継届出書(様式第11号)を市長に2部提出しなければならない。

2 条例第6条第2項の規定による承認を受けようとする者は、風致地区内行為許可に基づく地位承継承認申請書(様式第12号)を市長に2部提出しなければならない。

(行為完了の届出)

第10条 第3条の規定による許可を受けた者は、当該行為が完了した日から5日以内に、風致地区内行為完了届出書(様式第13号)に各立面ごとの完成写真を添付のうえ市長に届け出なければならない。

(身分証明書)

第11条 条例第9条第2項の規定による当該職員の身分証明書は、様式第14号とする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

行為	添付すべき図書
1 条例第2条第1項第1号に掲げる行為	1 行為地、方位、道路及び目標となる地物を明示した2500分の1以下の付近見取図（以下「付近見取図」という。） 2 現況図 3 行為の施行方法を明らかにした配置図、平面図、断面図及び二面以上（正面、側面図）の色刷りの立面図（建築物の場合は四面とする。） 4 植栽の状況及び植栽の計画を明らかにした図面（建築物の新築の場合に限る。） 5 登記事項証明書（建築物の場合に限る。） 6 地籍図（登記所に備え付けられている場合に限る。） 7 その他市長が必要と認める図書
2 条例第2条第1項第2号に掲げる行為	1 付近見取図 2 現況図 3 色彩の変更部分を明らかにした図面で市長が認めるもの 4 その他市長が必要と認める図書
3 条例第2条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる行為	1 付近見取図 2 現況図 3 行為の施行方法を明らかにした平面図、断面図、構造図及び法面断面図 4 植栽の状況及び植栽の配置を明らかにした図面 5 登記事項証明書 6 地籍図（登記所に備え付けられている場合に限る。） 7 その他市長が必要と認める図書
4 条例第2条第1項第5号に掲げる行為	1 付近見取図 2 現況図 3 行為の施行方法を明らかにした図面で市長が認めるも

	の
	4 登記事項証明書
	5 地籍図（登記所に備え付けられている場合に限る。）
	6 その他市長が必要と認める図書

別表第2（第8条関係）

区 分	面 積
1 高木（高さが2.5メートル以上の樹木をいう。以下同じ。）	1本につき7平方メートル
2 中木（高さが1メートル以上2.5メートル未満の樹木をいう。以下同じ。）	1本につき3平方メートル
3 低木（高さが0.5メートル以上1メートル未満の樹木をいう。以下同じ。）	1本につき1平方メートル
4 芝生等	水平投影面積
5 樹林又は群植	水平投影面積

備考

- 1 高木、中木及び低木の1本当たりの植栽の面積の算定については、樹冠の水平投影面積がこの表の右欄の面積を超えるときは、当該水平投影面積について算定することができる。
- 2 高さが0.5メートル未満の樹木は、芝生等を含むものとする。
- 3 高さが1メートル未満の樹木は、樹林又は群植に含まないものとする。

様式第1号 (第2条関係)

風致地区内行為 許可申請 協議書

年 月 日

(宛先) 檀原市長

申請者
協議者 住 所
氏 名 印
(電話)
代理人 住 所
氏 名 印
(電話)

(法人の場合には主な事務所の所在地
及び名称並びに代表者氏名)

檀原市風致地区条例第2条 第1項 第3項 の規定による風致地区内の行為の 許可を受けたいの
協議 得

で下記のとおり関係図書を添えて 申請 します。
協議

記

1 行為の種類	(ア) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 (イ) 建築物その他の工作物の色彩の変更 (ウ) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更			(エ) 水面の埋立て又は干拓 (オ) 木竹の伐採 (カ) 土石の類の採取 (キ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
2 行為の目的及び理由		5 行為地の地貌		
3 行為地の所在地(地名・番地)		6 行為の期間	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日	
4 行為地の地目	(ア)田 (イ)畑 (ウ)宅地 (エ)山林 (オ)原野 (カ)その他()	7 行為の内容	関係図書別添	
※摘要				
設 計 者	住 所		氏 名	電 話
工 事 施 工 者	住 所		氏 名	電 話

- 注 1 申請者又は協議者は本人とします。許可申請を代理人がする場合は、別に委任状を添付してください。
- 2 「行為地の所在地」については、それが広域にわたる場合は、「××地内」又は「××地の1部」と記入してください。
- 3 1、4については該当事項に○印を付けてください。
- 4 2、5については、具体的にわかりやすく記入してください。なお、5の「行為地の地貌」については、傾斜地平坦地の別、林地、伐採跡地等及び立木竹、その他の工作物等の有無を記入してください。
- 5 ※印欄は、記入しないでください。

建築物設計書

建築物の種別 と工事の種別	工 事 概 要				構造、屋根、外壁、階数等				
	申請分	申請以外の部分	合計						
I 地上に 設ける建 築物でない ものの (ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転	1 敷地面積			(A) m ²	11 構造		14 階数		
	2 建築面積 (滅失又は改築前)	m ² (m ²)	m ²	(B) m ² (m ²)					
	3 建ぺい率 (B)/(A)×100			%					
	4 延べ床面積 (滅失又は改築前)	m ² (m ²)	m ²	m ² (m ²)					
	5 最高の棟高 (滅失又は改築前)	m (m)	m	m (m)	12 屋根		※15 摘要		
	6 外壁の後退距離 (滅失又は改築前)	道路側	m	m					m
		その他	m	m					m
		(道路側)	(m)						(m)
	7 植栽の 状況	高木	本	本	本	13 外壁			
		中木	本	本	本				
低木		本	本	本					
樹木による植栽面積		m ²	m ²	m ²					
芝生等		m ²	m ²	m ²					
8 緑地率 (C)/(A)×100			%						
9 用途 (滅失又は改築前)									
10 色彩	屋根								
	外壁								
II 地下に 設ける建 築物の (ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転	1 敷地面積			m ²	5 構造		※6 摘要		
	2 地下占用面積	m ²	m ²	m ²					
	3 延べ床面積	m ²	m ²	m ²					
	4 建築物の最 小土かぶり厚	m	m	m					
III 仮設の 建築物の (ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転	1 敷地面積			m ²	8 構造		10 外壁		
	2 建築面積	m ²	m ²	m ²					
	3 延べ床面積	m ²	m ²	m ²					
	4 最高の棟高	m	m	m					
	5 用途				9 屋根		※11 摘要		
	6 色彩	屋根							
		外壁							
7 設置期間	自 年 月 日 至 年 月 日								

- 注 1 「建築物の種別と工事の種別」欄については、該当番号及び符号に○印を付けてください。
 2 「工事概要」欄については、空欄には事項又は数字を記入してください。
 3 1つの建築物で地階がある場合は、地階部分についてはIIにも記入してください。
 4 「外壁の後退距離」欄は、最短部分の距離を記入してください。
 5 「植栽の状況」及び「緑地率」については、新築の場合のみ記入してください。
 6 II-3の「延べ床面積」は、地階部分のみの床面積の合計です。
 7 ※印欄には、記入しないでください。

工 作 物 設 計 書

工作物の種別と工事の種別	工 事 概 要					構 造 そ の 他		
		申請部分	申請以外の部分	合計				
I 地上に設ける工作物で仮設でないもの (ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転	1	工作物の種類				6 構造		※7 摘要
	2	敷地面積	m ²	m ²	m ²			
	3	水平投影面積 (改築前)	m ²	m ²	m ²			
			(m ²)	/	(m ²)			
		高 さ (改築前)	m	m	/			
			(m)	/	(m)			
	その他 (改築前)	()	/	()				
	(改築前)	()	/	()				
4	色 彩							
5	用 途							
II 地下に設ける工作物の (ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転	1	工作物の種類				5 構造		※6 摘要
	2	水平投影面積						
		その他 ()	m ²	m ²	m ²			
	3	工作物の最小土かぶり厚	m	m	/			
4	用 途							
III 仮設の工作物の (ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転	1	工作物の種類				4 設置期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
	2	水平投影面積	m ²	m ²	m ²			
		高 さ	m	m	/			
			その他 ()					
	3	用 途				5 構造		※6 摘要

- 注 1 「工作物の種別と工事の種別」欄については、該当番号及び符号に○印を付けてください。
 2 「工事概要」欄については、空欄には事項又は数字を記入してください。
 3 I-2の「敷地面積」は、建築物の敷地内の行為の場合は建築物敷地の面積を記入してください。なお、建築物の敷地外の場合で、敷地面積が算定できない場合は記入する必要はありません。
 4 I-3、II-2、III-2の「水平投影面積」はすべての工作物について記入してください。なお、工作物が2つ以上になるときは、個々の面積と合計面積を記入してください。
 5 I-3、II-2、III-2の「規模」の欄中「その他」欄には、長さ、幅員、面積、容積等を記入してください。
 6 ※印欄には、記入しないでください。

土地形質の変更・土石類の採取・水面の埋立・干拓設計書

I 土地形質の変更	1 行為場所	(7) 建築物の敷地内		4 行為面積		m ²		※10 摘要	
		(イ) 建築物の敷地外		5 移動土量	切 土		m ³		
	2 隣接地の現況				盛 土		m ³		
					客 土		m ³		
					その他 ()		m ³		
	3 造成等に係る土地の面積	森林の区域内	m ²		6 生じる法面の最高高		m		
		森林の区域外	m ²		7 跡地の処理方法				
		計	(a) m ²						
	8 植栽の状況			木竹が保全される土地の面積	適切な植栽が施される土地の面積	合 計			
				高 木	本	本	本		
		中 木	本	本	本				
		低 木	本	本	本				
		樹木による植栽面積	m ²	m ²	m ²				
		芝生等	m ²	m ²	m ²				
		樹林又は郡植	m ²	m ²	m ²				
		計	m ²	m ²	(b) m ²				
9 緑地率	(b) / (a) × 100				%				
II 土石類の採取	1 採取区域面積	m ²		4 採取土石類の種類		※6 摘要			
	2 採取量	m ³		5 跡地の処理方法					
	3 採取方法	(7)横 坑 堀 (イ)たて坑堀 (ウ)斜 坑 堀 (エ)その他 ()							
III 水面の埋立・干拓	1 水面面積	m ²		4 工事方法		※6 摘要			
	2 埋立 (又は干拓) 面積	m ²		5 跡地処理方法					
	3 隣接地の現況								

- 注 1 I、II、IIIの行為のうち該当する行為にだけ○印を付け、該当行為欄に、○印、事項、数字等を記入してください。
ただし、行為が2つ以上にまたがるときは、それぞれについて同様に記入してください。
- 2 I-2、III-3の「隣接地の現況」欄には、林地、伐採跡地、草生地等の別、立木竹、建築物、その他の工作物等の有無を記入してください。
- 3 I-4の「移動土量」欄の「その他」に該当する場合は、「掘さく搬出」等事項を具体的に記入してください。
- 4 I-6の「跡地の処理方法」欄には、裸地、砂利舗装、埋戻し等のほか、法面についても、芝付けコンクリートブロック擁壁、放置等具体的に記入してください。
- 5 II-3の「採取方法」欄の「その他」に該当する場合は、事項を具体的に記入してください。
- 6 ※印欄には、記入しないでください。

木竹類伐採設計書

I 森林地内の伐採	1 林相	(ア) 針葉樹林 (イ) 広葉樹林 (ウ) 針広混交樹林 (占領面積比 針：広) (エ) 竹林	4 伐採区域面積		※9 摘要	
			5 伐採量	m ³		
			6 伐採方法	(ア) 皆伐 (イ) 択伐 (択伐率 %)		
	2 林令又は林令範囲	7 伐採主要樹種				
3 隣接地の現況	8 伐採跡地の処理方法					
II 森林地外の伐採	II1 集団を成す立木竹の場合	1 隣接地の現況	2 伐採区域面積	m ²	※7 摘要	
			3 伐採方法	(ア) 皆伐 (イ) 択伐 (択伐率 %)		
			4 伐採量	本		
			5 伐採主要樹種			
			6 伐採跡地の処理方法			
	II2 独立木の場合	1 樹種名	2 樹令	3 樹高	4 目通幹まわり	数量
		約 年	m	m		

- 注 1 I、II、II1、II2については該当する番号に○印を付けてください。なお、該当行為が2つ以上にわたる場合は、それぞれに○印を付けてください。
- 2 I-6、II-II1-3については該当する符号に○印を付けてください。また、(イ)に該当する場合は択伐率を括弧内に記入してください。
- 3 I-3、II-II1-1の「隣接地の現況」欄には、土地の状況、立木竹、建築物、その他の工作物の有無とその種類等を記入してください。
- 4 I-6-(イ)、II-II1-3-(イ)の「択伐率」は伐採区域における総材積に対する択伐量です。
- 5 I-8、II-II1-6の「伐採跡地の処理方法」欄には、植栽、放置等を記入してください。
- 6 II2-4の「目通幹まわり」とは、1.5mの地上高の幹周長で、双幹以上のものは、各幹まわりの合計の70%を採り、1.5mのところは枝の分かれ目のときは、すぐ上部の寸法を採用してください。
- 7 ※印欄には、記入しないでください。

色彩変更設計書

1 変更するものの種類		※7 摘要
2 現在の色彩		
3 変更後の色彩		
4 変更場所の地盤面からの高さ	mから m	
5 変更面積	m ²	
6 変更するために用いる材料又は塗料の種類		

※印欄は記入しないでください。

屋外における土石・廃棄物・再生資源の堆積設計書

1 行為場所	(ア) 建築物の敷地内	3 行為地の面積	m ²	※7 摘要
	(イ) 建築物の敷地外	4 堆積の規模 (面積・高さ・その他)		
2 隣接地の現況		5 堆積物の種類	(ア) 土石 (イ) 廃棄物 (ウ) 再生資源	
		6 植栽等の措置		

- 注 1 2の「隣接地の現況」欄には、林地、伐採跡地、草生地等の別、立木竹、建築物、その他の工作物等の有無を記入してください。
- 2 4の「堆積の規模」欄には、堆積の水平投影面積、高さのほか延長、体積等を記入してください。
- 3 5の「堆積物の種類」欄は、該当符号に○をつけ、それぞれの括弧内に、具体的に記入してください。
- 4 6の「植栽等の措置」欄には、植樹する樹木名、本数、高さのほか、塀などによる堆積物の遮蔽に関する措置を具体的に記入してください。
- 5 ※印欄には、記入しないでください。

風致地区内行為変更

許可申請書
協議

年 月 日

(宛先) 橿原市長

申請者
協議者 住所
氏名 印
(電話)
代理人 住所
氏名 印
(電話)
(法人の場合には主な事務所の所在地
及び 名称並びに代表者氏名)

奈良県風致地区条例第2条 第1項 許可を受けた
第3項 の規定により 事項を変更したいので
協議した

申請
下記のとおり関係書類を添えて変更の 申請 をします。
協議

記

1 許可日	年 月 日	2 許可番号	第 号
3 許可を受けた行為の種類	(ア) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 (イ) 建築物その他の工作物の色彩の変更 (ウ) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (エ) 水面の埋立て又は干拓 (オ) 木竹の伐採 (カ) 土石の類の採取 (キ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積		
許可を受けた行為の目的及び理由		5 行為地の所在地	
6 変更の理由		7 変更に係る行為の内容	関係図書別添
※ 摘要			

- 注1 申請者又は協議者は本人とします。変更許可申請を代理人がする場合は、別に委任状を添付してください。
- 2 「行為地の所在地」については、それが広域にわたる場合は、「××地内」又は「××地の一部」と記入してください。
- 3 3については、該当事項に○印を付けてください。
- 4 6については、具体的にわかりやすく記入してください。
- 5 ※印欄は、記入しないでください。

風致地区内行為許可書

年 月 日

住 所

氏 名 様

檀原市長 印

年 月 日に申請のありました風致地区内における行為については、
檀原市風致地区条例第5条第1項の基準に適合するものと認められますので、同条
第2項の規定に基づき、次の条件を付けて許可します。

行 為 地 : 檀 原 市 町

行 為 内 容 :

許 可 条 件 :

注 意

- ・許可を受けた行為の期間中、別添の風致地区内行為許可標識を設置してください。
- ・本許可のほか、他の法令に基づく許認可等を要する場合は、その許認可等を受けた後に行為を行ってください。

風致地区内行為不許可通知書

年 月 日

住 所

氏 名 様

檀原市長 印

年 月 日に申請のありました風致地区内における行為については、次の理由により不許可とします。

行 為 地 : 檀 原 市 町

行 為 内 容 :

不 許 可 理 由 :

- 1 この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

- 2 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内（処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えはできません。）に、市（訴訟において市を代表する者は市長となります。）を被告として提起することができます。

- 3 処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法に基づく異議申立て等をした場合、処分の取消しの訴えは、当該異議申立て等に対する裁決の送達等を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に、市を被告として提起することができます。

風 致 地 区 内 行 為 通 知 書

年 月 日

(宛先) 榎原市長

通知者 住所
氏名
(電話
(法人の場合には主な事務所の所在地
及び名称並びに代表者氏名))
印

榎原市風致地区条例第3条の規定により下記のとおり行為の通知をします。

記

1 行為地の所在地	榎原市 町 番地		2 行為の期間	着手予定 完了予定	年 月 日 年 月 日
3 行為地の地目	(ア) 田 (イ) 畑 (ウ) 宅地 (エ) 山林 (オ) 原野 (カ) その他 ()				
行為の種類	行為の内容				
4 建築物の (ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転	工事種別	(ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転			屋根
	敷地面積	m ²	構 造		
	建築面積	m ²			
	延べ床面積	m ²			
	高さ	m			外
	用途				
色 屋根	屋根	壁			
彩 外壁					
5 建築物以外 の工作物の (ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転	工事種別	(ア) 新築 (イ) 改築 (ウ) 増築 (エ) 移転			構 造
	工作物の種類	規 模	高さ その他 〔長さ・ 幅員・ 面積等〕	m	
	敷地面積		m ²		
	用途				
	色 彩				
6 建築物その他 の工作物の色彩 の変更	変更するもの の種類			変更後の色彩	
	現在の色彩			変更面積 m ²	
7 土地の形質の 変更	行為目的	規 模	行為面積	m ²	
8 水面の埋立・干 拓	跡地の処理 方法		行為によって 生じる ^{のり} 法高	切土 部分 m 盛土 部分 m	
9 土石類の採取 10 屋外における土 石、廃棄物又は 再生資源の堆積	採取土石 の種類		その他 (長さ・幅員・ 面積等)		
	堆積物件の 種類				
11 木竹の伐採	林 地 の 場 合		独 立 木 の 場 合		
	行為目的		行為目的		
	伐採面積	m ²	樹 高	m	
	伐採方法	(ア) 皆伐 (イ) 択伐	1.5mの高さの 幹の周囲長	m	
	跡地の処理方法		樹 齢 約 年		

- 注1 「行為の種類」欄については、該当行為に○印を付けてください。なお、該当行為が2種以上にわたるときは該当行為のそれぞれに○印を付けてください。
- 2 「行為の内容」欄については、空欄には該当事項又は数字を記入してください。事項が列記してあるものについては、該当事項に○印を付けてください。
- 3 4、5の「行為内容」中、4の敷地面積を除き建築面積等行為部分についてだけ記入してください。
- 4 7の「土地の形質の変更」は、宅地の造成、土地の開墾、その他の土地の形質の変更です。

風致地区内行為変更通知書

年 月 日

(宛先) 榎原市長

申請者
 協議者 住所
 氏名 印
 (電話)
 代理人 住所
 氏名 印
 (電話)
 (法人の場合には主な事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名)

榎原市風致地区条例第3条の規定により通知した風致地区内における行為の内容を変更したいので、榎原市風致地区条例施行規則第5条第2項の規定により通知します。

記

1 許可日	年 月 日	2 許可番号	第 号
3 許可を受けた行為の種類	(ア) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 (イ) 建築物その他の工作物の色彩の変更 (ウ) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (エ) 水面の埋立又は干拓 (オ) 木竹の伐採 (カ) 土石の類の採取 (キ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の源の堆積		
4 許可を受けた行為の目的及び理由		5 行為地の所在地	
6 変更の理由		7 変更に係る行為の内容	関係図書別添
※ 摘要			

様式第8号 (第6条関係)

風致地区内行為許可標識	
許 可 番 号	橿原市指令 第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
申 請 者	
行 為 主	
工 事 施 行 者	
設 計 者	

注 標識の大きさは、縦25センチメートル、横35センチメートル程度とする。

風致地区内行為許可申請（協議）取下げ届

年 月 日

（宛先） 榎原市長

届出者
 協議者 住所
 氏名 印
 （電話 ）
 代理人 住所
 氏名 印
 （電話 ）
 〔法人の場合には主な事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名〕

次のとおり風致地区内行為許可申請（協議）書を取り下げたいので、榎原市風致地区条例施行規則第7条第1項の規定により届出します。

記

1 申請（申出）日	年 月 日
3 行為の種類	(ア) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 (イ) 建築物その他の工作物の色彩の変更 (ウ) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 (エ) 水面の埋立又は干拓 (オ) 木竹の伐採 (カ) 土石の類の採取 (キ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
4 許可を受けた行為の目的及び理由	
6 変更の理由	
※ 摘要	

風致地区内行為取止め届

年 月 日

(宛先) 檀原市長

届出者

住所

氏名

印

(電話

)

代理人 住所

氏名

印

(電話

)

〔法人の場合には主な事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名〕

次のとおり風致地区内行為の全部（一部）を取り止めたいので、檀原市風致地区条例施行規則第7条第2項の規定により届出します。

記

1 許可（協議・通知）年月日	年 月 日	2 許可（協議・通知）番号	第 号
3 行為の種類	(ア) 建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転 (イ) 建築物その他の工作物の色彩の変更 (ウ) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	(エ) 水面の埋立又は干拓 (オ) 木竹の伐採 (カ) 土石の類の採取 (キ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	
4 行為の目的			
5 行為地の所在地			
6 取り止め部分			
7 理由			
※ 摘要			

風致地区内行為許可に基づく地位承継届出書

年 月 日

（宛先） 檀原市長

届出者 住所

氏名

印

〔法人の場合には主な事務所の所在地及び名称並びに代表者氏名〕

風致地区内において許可を受けた行為を行う地位を承継したので、檀原市風致地区条例第6条第1項の規定により、届け出ます。

記

旧 施 主	住 所	
	氏 名	
許可年月日及び番号	年 月 日 檀原市指令 第 号	
承 継 年 月 日		
承 継 の 理 由		
その他必要な事項		

注 地位承継届出書には、風致地区内行為許可書の写し及び戸籍謄本等承継の原因を明らかにする書面を添付してください。

風致地区内行為許可に基づく地位承継承認申請書

年 月 日

（宛先） 榎原市長

申請者 住 所
氏 名 印
（電話 ）

〔法人の場合には主な事務所の所
在地及び名称並びに代表者氏名〕

風致地区内において許可を受けた行為を行う権原を取得したので、榎原市風致地区条例第6条第2項の規定により、地位承継の承認を申請します。

記

旧 施 主	住 所	
	氏 名	印
許可年月日及び番号	年 月 日	榎原市指令 第 号
承 継 年 月 日	年 月 日	
承 継 の 理 由		
その他必要な事項		

注 承認申請書には、風致地区内行為許可書の写しを添付してください。

年 月 日

(宛先) 榿原市長

住 所

氏 名

印

風致地区内行為完了届出書

榿原市風致地区条例施行規則第10条の規定により届け出ます。

1 許 可 年 月 日 号 許 可 番 号	年 月 日 榿原市指令 第 号
2 許可を受けた行為	
3 行為地の所在地	
4 行 為 着 手 ・ 完 了 年 月 日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
5 摘 要	

注 1 許可を受けた行為が完了した日から5日以内に届け出てください。

（表）

第	号		
		所 属	
		職氏名	
			（ 年 月 日生）
上記の者は、橿原市風致地区条例第9条第1項の規定による立入検査を行う職員です。			
	年 月 日	交付	
		橿原市長	印

（裏）

橿原市風致地区条例	
（抜 粋）	
第9条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、第7条の規定による権限を行うため 必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある 物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。	
2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯 しなければならない。	
3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければなら ない。	

注 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。